

全国商工会議所の休業補償プラン 約款

(所得補償保険)

本制度の加入の対象となる方は、商工会議所会員および商工会議所会員である事務所に勤務されている方とその配偶者（家事に従事している方）に限ります。

上記に該当しない方はご加入継続ができませんので、必ず添付の加入者証に記載の取扱代理店・扱者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い致します。

【約款の構成】

《適用される約款と自動付帯される特約》

所得補償保険普通保険約款

- ・ 無事故戻しに関する規定の不適用特約
- ・ 天災危険担保特約（所得補償保険用）
- ・ 加入者への個別適用に関する特約
- ・ 所得補償保険保険料分割払特約（団体用）
- ・ 特定疾病等不担保特約
- ・ 告知義務違反による解除の期間に関する特約
- ・ 始期前発病不担保の期間に関する特約
- ・ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・ 骨髄採取手術に伴う入院担保特約
- ・ 精神障害担保特約（ロ）

《加入タイプによって適用される特約》

- ・ 家事従事者特約

所得補償保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	身体障害(*1)の発生の可能性をいいます。 (*1) 傷害または疾病をいい、この場合の傷害には傷害の原因となった事故を含みます。以下同様とします。
継続契約	所得補償保険契約(*1)の保険期間の終了日(*2)を保険期間の開始日とする所得補償保険契約をいいます。 (*1) 普通約款(*3)または所得補償保険以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約をいいます。以下同様とします。 (*2) その所得補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。 (*3) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下同様とします。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます>(*1) (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

就業不能	身体障害を被り、下記に掲げる事由のいずれかにより証券記載業務(*1)に全く従事できない状態をいいます。 ア. その身体障害の治療のため、入院していること。 イ. 上記ア.以外で、その身体障害について、医師(*2)の治療を受けていること。ただし、てん補期間が2年を超える契約である場合において、免責期間終了日の翌日から起算して24か月経過後については、被保険者がその経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことをいいます。なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (*1) 保険証券記載の業務をいいます。以下同様とします。 (*2) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。
就業不能期間	てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。なお、その就業不能が本表の就業不能のア.に該当する場合は、その期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*1)であるときには、その処置日数を含みます。 (*1) 医療給付関係各法の

	適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*1）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （*1） 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
所得	証券記載業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。
初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約をいいます。
身体障害を被った時	下記に掲げる事由のいずれかの時をいいます。 ア. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 イ. 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。

入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
平均月間所得額	免責期間が始まる直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内または国外において身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合は、被保険者が被る損失についてこの約款に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
②	保険金を受け取るべき者（*2）の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
④	被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。

⑤	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（*3）によって被った身体障害
⑦	核燃料物質（*4）もしくは核燃料物質（*4）によって汚染された物（*5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
⑧	⑥もしくは⑦の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
⑨	⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
⑩	被保険者が頸部症候群（*6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（*7）

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する傷害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害 ア. 法令に定められた運転資格（*8）を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
③	地震、噴火もしくはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害（*9）を被り、これを原因として生じた就業不能
②	被保険者の妊娠または出産による就業不能

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理

事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*4) 使用済燃料を含みます。

(*5) 原子核分裂生成物を含みます。

(*6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(*7) その症状の原因がいかなるものであっても保険金を支払いません。

(*8) 運転する地における法令によるものをいいます。

(*9) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払）

(1) 当社は、就業不能期間に対して、被保険者に保険金を支払います。

(2) (1)の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{保険金額または} \\ \text{平均月間所得額} \\ \text{のいずれか小さい額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{就業不能} \\ \text{期間} \\ \text{(*1)} \\ \text{(*2)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{保険金の} \\ \text{額} \end{array}}$$

(3) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開

始時より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

(*1) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、月数単位とし、1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算により算出します。

(*2) 同一の身体障害による就業不能に対してはてん補期間を限度とします。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、しかも、支払責任額(*1)の合計額が平均月間所得額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を就業不能期間1か月あたりの保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*1)
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	平均月間所得額から、他の保険契約等から支払われた就業不能期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した就業不能期間1か月あたりの保険金または共済金の額をいいます。

第7条(就業不能期間の重複)

当社は、原因または時を異にして発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねては保険金を支払いません。

第8条(他の身体障害の影響)

(1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する就業不能期間を決定して

保険金を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業不能期間が延長した場合も、(1)および(2)と同様の方法で支払います。

第9条(就業不能の取扱い)

(1) 免責期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用しません。

(2) (1)の規定にかかわらず、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能として取り扱います。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用します。

第3章 基本条項

第10条(保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であった

場合は、その身体障害によってその所得補償 保険契約の継続契約の保険期間中に始まっ た就業不能
--

(※1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第11条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、これを告知事項とします。

(3) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(3)に規定する事実がなくなった場合
②	当社が保険契約締結の際、(3)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(※1)
③	保険契約者または被保険者が、身体障害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(5) (3)の規定による解除がてん補期間の開始した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(6) (5)の規定は、(3)に規定する事実に基づかずに被った身体障害については適用しません。

(7) 当社は、保険契約を締結する際に、事実の調査を行うことまたは被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができず。

(※1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第12条 (証券記載業務の変更に関する通知義務)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が証券記載業務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその事実を当社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または証券記載業務に就いていた被保険者がその証券記載業務をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後保険料(※1)が変更前保険料(※2)よりも高いときは、当社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、変更前保険料(※2)の変更後保険料(※1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	証券記載業務の変更の事実(※3)があった後に被った身体障害による就業不能
②	証券記載業務の変更の事実(※3)があった後に始まった就業不能

(4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払うことについて被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないうで1か月を経過した場合または証券記載業務の変更の事実(※3)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(5) (3)の規定は、証券記載業務の変更の事実(※3)に基づかずに被った身体障害については適用しません。

(6) (3)の規定にかかわらず、証券記載業務の変更の事実(※3)が生じ、この保険契約の引受範囲(※4)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除がてん補期間が開始した後になされた場合であっても、第 22 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	証券記載業務の変更の事実（* 3）があった時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業不能
②	証券記載業務の変更の事実（* 3）があった時から解除がなされた時まで始まった就業不能

（* 1）変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

（* 2）変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

（* 3）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

（* 4）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第 13 条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当社に通知しなければなりません。

第 14 条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第 15 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないかなる業務にも従事する見込みがなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第 16 条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 17 条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険期間が始まる直前 12 か月における被保険者の所得の

平均月間額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、直近 12 か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の直近 12 か月における被保険者の所得の平均月間額に至るまでの減額を請求することができます。

第 18 条（契約年齢の計算および誤りの処置）

(1) 契約年齢(* 1)は、満年齢で計算します。

(2) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢または生年月日に誤りがあり、実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険契約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とします。

(3) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢または生年月日に誤りがあり、実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険契約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

（* 1）この保険契約の保険期間の開始時における被保険者の年齢をいいます。以下同様とします。

第 19 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 20 条（重大事由による解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当するこ

	と。 ア. 反社会的勢力（*1）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力（*1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力（*1）を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力（*1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力（*1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当会社は、被保険者が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（*2）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が就業不能（*3）の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する就業不能（*3）に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

①	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業不能（*3）
②	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで始まった就業不能（*3）

(*1) 暴力団、暴力団員（*4）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) その被保険者に係る部分に限ります。

(*3) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者が被った身体障害による就業不能をいいます。

(*4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第21条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（*1）を解除することを求めることができます。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（*1）を解除しなければなりません。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第22条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 第11条（告知義務）(1)または(2)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 証券記載業務の変更の事実（*1）がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前保険料（*2）と変更後保険料（*3）との差に基づき、証券記載業務の変更の事実（*1）が生じた時以降の期間（*4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（*5）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

①	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被
---	---

支払います。

①	契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に被った身体障害による就業不能
②	契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に始まった就業不能

(※1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第28条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 下表の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第11条（告知義務）(3)
②	第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(6)
③	第20条（重大事由による解除）(1)
④	第23条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）(3)
⑤	第27条（保険料の返還または請求—契約年齢の計算および誤りの処置の場合）(2)

(2) 第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第20条(2)の規定により、当会社がこの保険契約(※1)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(※1)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(※1) その被保険者に係る部分に限りです。

第29条（就業不能が開始した場合の通知）

(1) 就業不能が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、就業不能が開始した日からその日を含めて30日以内に身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被

保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(※1)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)または(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第30条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	就業不能が終了した時
②	就業不能の期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間が終了した時
③	被保険者がその経験および能力に応じたいかなる業務にも従事できる見込みのないことが判明した場合は、判明した時(※1)
④	被保険者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時

(2) 就業不能期間が1か月以上継続する場合または医師の診断により就業不能期間が1か月以上継続することがあらかじめ想定される場合には、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、就業不能期間が1か月に達した時ごと、または医師の診断があった時に発生し、これを行使することができるものとします。

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、(4)に掲げる

書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(4) 当社に提出する書類は、下表のとおりとします。

①	保険金請求書
②	保険証券
③	当社の定める就業不能状況報告書
④	公の機関（*2）の事故証明書
⑤	被保険者の印鑑証明書
⑥	身体障害の内容および就業不能を証明する被保険者以外の医師の診断書
⑦	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑧	当社が被保険者の症状または治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑨	所得を証明する書類
⑩	被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
⑪	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑫	その他当社が第31条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*3）
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（*3）または②以外の3親等内の親族

(6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払

った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(7) 当社は、身体障害の内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(4)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(4)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) てん補期間が2年を超える契約である場合に限りま。

(*2) やむを得ない場合には、第三者とします。

(*3) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りま。

第31条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因、身体障害発生状況、就業不能発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、身体障害と就業不能の関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、就業不能の原因となった身体障害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの

	有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
--	--

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*3) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第30条(保険金の請求)(3)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第32条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第29条(就業不能が開始した場合の通知)の規定による通知または第30条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、身体障害および就業不能の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(*1)のために必要とした費用(*2)は、当社が負担します。

(*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第33条(時効)

保険金請求権は、第30条(保険金の請求)(1)または(2)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第34条(代位)

(1) 就業不能が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその就業不能に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第35条(無事故戻しの返れい)

(1) 当社は、保険期間が満了した場合において、この保険契約の被保険者について、保険期間中に当社が保険金を支払うべき就業不能およびこの保険契約に付帯されている特約に規定する保険金を支払うべき事由の発生がなかったとき（*1）には、当社が領収した保険料に対し、保険証券記載の割合を乗じた額を無事故戻し返れい金として、保険契約者に返れいします。

(2) 当社は、(1)に規定する無事故戻し返れい金を保険期間の満了前1か月以内に支払うことがあります。ただし、保険期間中に当社が保険金を支払うべき就業不能およびこの保険契約に付帯されている特約に規定する保険金を支払うべき事由が発生した場合（*1）には、保険契約者は受領した無事故戻し返れい金を当社に返還しなければなりません。

(3) 無事故戻し返れい金の請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年経過した場合に消滅します。

（*1）その特約に無事故戻しについて特段の定めがある場合を除きます。

第36条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第37条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各

保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通約款および特約に関する義務を負うものとします。

第38条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第39条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第40条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

別表短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（％）
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

無事故戻しに関する規定の不適用特約

（略称：無事故戻し規定不適用）

当社は、普通約款（*1）第35条（無事故戻しの返れい）の規定にかかわらず、保険期間中に当社が保険金を支払うべき就業不能または傷害の発生がなかった場合であっても、普通約款第35条に規定する無事故戻し返れい金を支払いません。

（*1） 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

天災危険担保特約 （所得補償保険用）

(略称：天災危険担保 (所得補償))

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通約款 (*1) 第3条 (保険金を支払わない場合) (2)の表の②および③の規定にかかわらず、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害による就業不能に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。

以下この特約において同様とします。

第2条 (保険金の支払時期)

当社は、普通約款第31条 (保険金の支払時期) (2)の表の④の次に、⑤として次のとおり追加して適用します。

⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
---	--

加入者への個別適用に関する特約

(略称：加入者への個別適用)

第1条 (特約の適用)

この特約は、下表のすべてを満たす保険契約に適用することができます。

①	この保険契約の保険料の実質的負担者が、加入者 (*1) であること。
②	この保険契約の締結によって生ずる保険料相当額の集金事務を取り扱うことについて十分な業務能力を有し、かつ、資力、信用ともに良好であると認められる者と当社との間に「所得補償保険に関する保険料相当額の集金事務委託契約書」による保険料相当額の集金契約が締結されていること。
③	加入者からの保険料相当額の集金を、加入者の受け取るべき給与からの控除または加入者が指定する口座からの口座振替により行うこと。

(*1) この保険契約への加入意思を有する者

をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (団体分割払特約の適用)

(1) この保険契約に、団体分割払特約 (*1) が付帯されている場合において、保険料相当額の集金ができない加入者について、保険契約者が、団体分割払特約第2条 (分割保険料の払込方法) の規定に従いその加入者の保険料を払い込むことができない場合には、当社は、団体分割払特約第3条 (分割保険料不払の場合の免責)、同第4条 (分割保険料不払による保険契約の解除) および同第6条 (追加保険料の払込み) の規定を、その加入者に対して個別に適用します。

(2) (1)の規定により団体分割払特約第3条、同第4条および同第6条の規定を、その加入者に対して個別に適用する場合には、団体分割払特約の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条 (保険料の分割払)	この保険契約の保険料	この保険契約の保険料 この保険契約の保険料から保険料相当額の集金ができない加入者の保険料相当額を控除した残額
②	第3条(2)	その分割保険料を払い込むべき払込期日後	保険料相当額の集金日 (以下「集金日」といいます。) 後
③	第3条(2)	払込期日から	集金日から
④	第4条 (2)	払込期日	集金日

(*1) 所得補償保険保険料分割払特約 (団体用) をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条 (保険料支払猶予特約の適用)

(1) この保険契約に、保険料支払猶予特約 (*1) が付帯されている場合において、保険料相当額の集金ができない加入者について、保険契約

者が、保険料支払猶予特約第1条（保険料の払込方法）の規定に従いその加入者の保険料を払い込むことができない場合には、当社は、保険料支払猶予特約第2条（保険料不払の場合の免責）および同第3条（保険料不払による保険契約の解除）の規定を、その加入者に対して個別に適用します。

(2) (1)の規定により保険料支払猶予特約第2条および同第3条の規定を、その加入者に対して個別に適用する場合には、保険料支払猶予特約第1条の規定中「この保険契約の保険料」とあるのを「この保険契約の保険料から保険料相当額の集金ができない加入者の保険料相当額を控除した残額」と読み替えて適用します。

(*1) 所得補償保険保険料支払に関する特約をいいます。以下この特約において同様とします。

所得補償保険保険料分割払特約（団体用）

（略称：分割払(団体)）

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を保険証券記載の回数に分割（*1）して払い込むことを承認します。

(*1) この保険契約の保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下この特約において同様とします。

第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日（*1）に払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した場合（*2）には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日後10日以内に払い込むことができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 一定した集金日の定めがあり、集金者が保険料相当額を集金する保険契約についてのみ承認するものとします。

第3条（分割保険料不払の場合の免責）

(1) 保険期間が開始した場合において、保険契約者が第1回分割保険料の払い込みを怠ったと

きは、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能

② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

③ この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

(2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

① その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能

② その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

③ その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

第4条（分割保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払い込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払い込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（*1）においても、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払い込みがない場合

(2) (1)の解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)の表の①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)の表の②による解除の場合は、次回払込期日

(*1) 以下この特約において「次回払込期日」

といえます。

第5条（保険料の返還または請求）

下表に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当社は、普通約款（*1）および傷害特約（*2）の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求方法
①	普通約款第 11 条（告知義務）(1)または(2)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	証券記載業務の変更の事実（*3）がある場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前保険料（*4）と変更後保険料（*5）との差に基づき、証券記載業務の変更の事実（*3）が生じた時以降の期間（*6）に対し計算した保険料を返還または請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④	保険契約が失効となる場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（*7）との差額を返還または請求します。ただし、この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、傷害特約第4条（死亡保険金の支
		払)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡したときは、死亡保険金が支払われるべき被保険者の傷害特約に対応する保険料は返還しません。
⑤	普通約款第 17 条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	既に払い込まれた保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料について既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還または請求します。
⑥	普通約款第 18 条（契約年齢の計算および誤りの処置）(3)の規定により、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなす場合において、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるとき	既に払い込まれた保険料と正しい契約年齢に基づいた保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
⑦	次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 第6条（追加保険料の払込み）(2) イ. 普通約款第 11 条(3) ウ. 普通約款第 12 条（証券記載業務の変更に関する告知義務）(6) エ. 普通約款第 19 条（保険契約者による保険契約の解除） オ. 普通約款第 20	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（*7）との差額を返還または請求します。

	条（重大事由による解除）(1)または(2) カ．普通約款第 21 条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)	
⑧	この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、傷害特約第 11 条（被保険者による特約の解除請求）(2)および(3)の規定により被保険者が傷害特約を解除したとき	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（* 7）との差額のうち傷害特約に対応する保険料を返還または請求します。
⑨	第 4 条（分割保険料不払による保険契約の解除）(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

（* 1） 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（* 2） 傷害による死亡・後遺障害担保特約をいいます。以下この特約において同様とします。

（* 3） 普通約款第 12 条(1)または(2)の変更の事実をいいます。

（* 4） 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

（* 5） 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

（* 6） 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通約款第 12 条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

（* 7） この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第 6 条（追加保険料の払込み）

(1) 当社が第 5 条（保険料の返還または請求）に規定された追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が第 5 条の表の①、②または⑥の規定による追加保険料の支払を怠った場合（* 1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除する

ことができます。

(3) 第 5 条の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害については、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

① 告知事項について、事実を当社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被った身体障害による就業不能

② 告知事項について、事実を当社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に始まった就業不能

③ 告知事項について、事実を当社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に生じた事故による傷害または損害

(4) 第 5 条の表の②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、証券記載業務の変更の事実（* 2）があった後に生じた下表のいずれかに該当する就業不能または傷害については、変更前保険料（* 3）の変更後保険料（* 4）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

① 証券記載業務の変更の事実（* 2）があった後に被った身体障害による就業不能

② 証券記載業務の変更の事実（* 2）があった後に始まった就業不能

③ 証券記載業務の変更の事実（* 2）があった後に生じた事故による傷害

(5) 第 5 条の表の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

① 追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能

② 追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

③ 追加保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

(6) 第 5 条の表の⑥の規定による追加保険料

を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、下表のいずれかに該当する就業不能については、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に被った身体障害による就業不能

② 契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に始まった就業不能

(*1) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(*2) 普通約款第12条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(*3) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

(*4) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

特定疾病等不担保特約

(略称：特定疾病等不担保)

当社は、この特約により、被保険者の就業不能が、保険証券記載の疾病および傷害による就業不能である場合は、保険金を支払いません。

告知義務違反による解除の期間に関する特約

(略称：告知義務違反解除の期間)

(1) 当社は、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の告知義務の規定により、この保険契約の全部または一部を解除することができる場合(*1)であっても、支払責任の開始する日(*2)からその日を含めて1年を経過したときに、被保険者の身体障害を原因とする保険金の支払責任(*3)がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じて

いなかったときは、解除を行いません。

(2) 支払責任の加重または復活の規定がある場合の復活を行う際に保険契約者または被保険者が行うべき告知についても同様に取り扱います。

(3) (1)および(2)の規定は、告知義務違反への該当の都度それぞれ独立して適用します。

(*1) 以下この特約において「告知義務違反への該当」といいます。

(*2) 保険期間開始後一定の期間内に発生した身体障害に対しては保険金を支払わないことが規定されている場合は、その期間の終了日の翌日とします。

(*3) 普通保険約款またはこれに付帯された特約に被保険者の身体障害により保険料の払込みを免除する規定がある場合は、保険料の払込みを免除する事由を含みます。

始期前発病不担保の期間に関する特約

(略称：始期前発病不担保の期間)

当社は、保険金支払事由の原因となった身体障害を被った時が、支払責任の開始する日(*1)より前である場合であっても、支払責任の開始する日(*1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が生じたときは、その保険金支払事由は支払責任の開始する日(*1)より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

(*1) 保険期間開始後一定の期間内に発生した身体障害に対しては保険金を支払わないことが規定されている場合は、その期間の終了日の翌日とします。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

(略称：条件付戦争免責修正)

第1条(戦争危険等免責の一部修正)

(1) 当社は、この特約に従い、普通約款(*1)第3条(保険金を支払わない場合)(1)の表の⑥の規定を次のとおり読み替えて適用します。

⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*3)によって被った身体障害。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず
---	---

	ず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）によって被った身体障害を除きます。
--	---

(2) 当社は、普通約款第3条(1)の表の⑥以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第3条(1)の表の⑥と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（この特約の解除）

当社は、第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた普通約款第3条（保険金を支払わない場合）(1)の表の⑥のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲（*1）を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとします。

骨髄採取手術に伴う入院担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、骨髄採取手術を受け、その直接の結果として就業不能となった場合は、被保険者が被る損失について、この特約および普通約款（*1）の規定に従い、保険金を支払います。

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（用語の定義）

(1) この特約において、次の用語の意味は、下表に規定するところによります。

用語	定義
骨髄採取手術	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取す

	る手術をいいます。（*1） （*1） 骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
確認検査	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型の適合等を確認するための検査のうち最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナー登録時の検査を除きます。

(2) この特約においては、普通約款第1条（用語の定義）の表の継続契約、就業不能、就業不能期間、初年度契約、てん補期間、および、入院を下表のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
継続契約	骨髄採取手術担保保険契約（*1）の保険期間の終了日（*2）を保険期間の開始日とする骨髄採取手術担保保険契約をいいます。 （*1） 普通約款に骨髄採取手術に伴う入院担保特約が付帯された保険契約をいい、異なる保険約款構成でこの保険契約と支払責任が同一である保険契約または特約を含みます。以下この特約において同様とします。 （*2） その骨髄採取手術担保保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
就業不能	被保険者が、骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより証券記載業務（*1）に全く従事できない状態をいいます。 （*1） 保険証券記載の業務をいいます。以下この特約において同様とします。
就業不能期間	てん補期間内における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数をいいます。
初年度契約	継続契約以外の骨髄採取手術担保保険契約をいいます。
てん補期間	就業不能が開始した日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
入院	骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能となった時が保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であ

るときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能となった時が、この保険契約が継続されてきた最初の骨髄採取手術担保保険契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第4条（普通約款の読み替え）

この特約においては、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第5条（保険金の支払）(3)	身体障害を被った時	確認検査を受けた時
②	第7条（就業不能期間の重複）	身体障害により	身体障害または骨髄採取手術により
③	第10条（保険責任の始期および終期）(3)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能
④	第10条(3)の表の③	身体障害を被った時	確認検査を受けた時
⑤	第10条(3)の表の③	所得補償保険契約	骨髄採取手術担保保険契約
⑥	第10条(3)の表の③	身体障害によって	確認検査の結果
⑦	第11条（告知義務）(4)の表の③	身体障害を被る	確認検査を受ける
⑧	第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(3)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能
⑨	第12条(7)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能
⑩	第20条（重大事由による解除）(3)の表の①	被った身体障害による就業不能（*3）	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能（*3）
⑪	第20条（*3）	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術

			による就業不能
⑫	第23条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）(5)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能
⑬	第27条（保険料の返還または請求—契約年齢の計算および誤りの処置の場合）(3)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能

第5条（他の特約との関係）

(1) この特約においては、この保険契約に付帯される他の特約に定める以下の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	規定	読み替え前	読み替え後
①	保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、証券記載業務の変更の取扱いに関する規定を除きます。	被った身体障害	被った身体障害または受けた確認検査の結果として行われた骨髄採取手術
②	保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、証券記載業務の変更の取扱いに関する規定を除きます。	身体障害を被った時	身体障害を被ったまたは確認検査を受けた時
③	保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、証券記載業務の変更の取扱いに関する規定	所得補償保険契約	所得補償保険契約または骨髄採取手術担保保険契約

	を除きます。		
④	保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、証券記載業務の変更の取扱いに関する規定を除きます。	身体障害によって	身体障害または確認検査の結果
⑤	事故発生後の保険契約の取扱いに関する規定	身体障害による就業不能	身体障害もしくは骨髄採取手術による就業不能
⑥	保険期間開始前に生じた事故の取扱いに関する規定	身体障害を被った時	身体障害を被ったまたは確認検査を受けた時

(2) この特約の規定は、家事従事者特約第1条（普通約款の読み替え）②および③の規定により普通約款第1条（用語の定義）の表の所得および平均月間所得額が読み替えられた場合ならびに同特約第2条（普通約款の適用除外）の規定により普通約款第30条（保険金の請求）(4)の表の⑨が適用されない場合にも、同様に適用するものとします。この場合において、第2条（用語の定義）(2)の規定中「証券記載業務(*1)」とあるのは「炊事、掃除、洗濯および育児等の家事」と読み替えて適用します。

第6条（普通約款の適用除外）

この特約においては、普通約款第4条（保険期間と支払責任の関係）の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

精神障害担保特約(ロ)

(略称：精神障害担保)

当社は、この特約により、所得補償保険普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）(3)の表の①の規定にかかわらず、被保険者が精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能のうち、下表の精神障害を原因とするものについては保険金を支払います。

①	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F04からF09に該当する精神障害
②	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定

	められた分類項目中の分類番号F20からF51に該当する精神障害
③	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F53からF54に該当する精神障害
④	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F59からF63に該当する精神障害
⑤	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F68からF69に該当する精神障害
⑥	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F84に該当する精神障害
⑦	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F88からF89に該当する精神障害
⑧	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F91からF92に該当する精神障害
⑨	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F95に該当する精神障害
⑩	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F99に該当する精神障害

家事従事者特約

(略称：家事従事者)

第1条（普通約款の読み替え）

この特約においては、普通約款(*1)を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読替え後
①	第1条（用語の定義）の表の就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は含まれません。
②	第1条の表の所得	被保険者が家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。

③	第 1 条の表 の平均月間 所得額	別表に定める金額とし、普通 約款の各条項においては、こ の額を適用するものとしま す。
---	-------------------------	--

(* 1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。
以下この特約において同様とします。

第 2 条 (普通約款の適用除外)

この特約において、普通約款第 30 条 (保険金
の請求) (4)の表の⑨の規定は適用しません。

第 3 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この
特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定
を準用します。

別 表

171,000 円

C08-10070(1)
< 2014 年 3 月 31 日始期以降用 >